なお、認定の有効期限は、以下の期間を経過する日とします。

□認定を受けた日の翌日から１年	
□施行規則第６条第１項第７号又は同項第11号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日から５年	□施行規則第６条第１項第８号又は同項第12号の相続に係る相続税申告期限の翌日から５年
□施行規則第６条第１項第13号の贈与に係る贈与税申告期限の翌日から５年	□施行規則第６条第１項第14号の相続に係る相続税申告期限の翌日から５年
□施行規則第６条第16項第７号の贈与に係る認定を受けた日の翌日から２年	□施行規則第６条第16項第８号の相続に係る認定を受けた日の翌日から２年

（備考）

①　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

②　申請書の写しを添付する。

③　次の表の左欄の事由に係る法第12条第１項の認定を受けた申請者は、それぞれ右欄に掲げる事由に該当することが判明したときは、当該認定は取り消されることがある（当該規定が第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者、第二種特例贈与（相続）認定中小企業者、第二種贈与認定個人事業者又は第二種相続認定個人事業者について準用される場合を含む）。

法第12条第１項の認定の類型	取消事由
施行規則第６条第１項第７号から第14号及び第16項第７号から第10号以外の事由に係るもの	施行規則第９条第１項各号のいずれかに該当すること
施行規則第６条第１項第７号の事由に係るもの	施行規則第９条第２項各号のいずれかに該当すること
施行規則第６条第１項第８号の事由に係るもの	施行規則第９条第３項各号のいずれかに該当すること
施行規則第６条第16項第７号の事由に係るもの	施行規則第９条第14項各号のいずれかに該当すること
施行規則第６条第16項第８号の事由に係るもの	施行規則第９条第15項各号のいずれかに該当すること

④　次の表の左欄の事由に係る法第12条第１項の認定を受けた申請者は、贈与税申告期限（相続税申告期限）から５年間、当該贈与税申告期限（当該相続税申告期限）の翌日から起算して１年を経過するごとの日の翌日から３月を経過する日までに、それぞれ右欄に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない（当該規定が第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者又は第二種特例贈与（相続）認定中小企業者について準用される場合を含む）。

法第12条第１項の認定の類型	報告事項
施行規則第６条第１項第７号の事由に係るもの	施行規則第12条第１項各号に掲げる事項
施行規則第６条第１項第８号の事由に係るもの	施行規則第12条第３項各号に掲げる事項

（記載要領）

①　申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。

②　申請の種別中「施行規則第７条第１項の規定による申請（金融支援）」を選択した場合は「認定をした　□贈与者　□被相続人　の氏名」欄及び「認定をした　□受贈者　□相続人　の氏名」欄は記入しない。